

鳴門市

うずっ子条例



鳴門市 うずっ子条例 前文

(前略) 子どもは住む場所や食べ物があり、命が守られ、学び、遊び、持って生まれた能力を十分に伸ばし、暴力、搾取、有害な労働等から守られ、自由に意見を表し、様々な活動に参加する権利を持ちます。

私たちは、子どもが生まれる前から大人になるまで誰一人取り残すことなく、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況で苦しんでいる子どもがいない社会の実現のため、子どもが声を出せるよう耳を傾け、寄り添い、意見を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えます。

そして、子どもの保護者が孤独や不安を感じることなく、子どもにとって最善の子育てができるよう、私たちは、お互いに協力し、それぞれの役割で子育てを支援します。(後略)



鳴門市イメージキャラクター
(にゃるびげ)

うずっ子条例の
ページ ▶



鳴門市うずっ子条例 では



- ・ 子どもが持っている権利のこと
- ・ 子育てをみんなで助けることを定めています。

「子どもが持っている権利」は

子どもが幸せに暮らし元気に成長するために子どもが必要とすること、そして大人が守ることです。「子どもの権利」は基本的人権の一つです。

基本的人権は、どんな人でも無条件に持っている権利で、^{うば}奪われることがあってはならない権利です。もちろん、あなたも持っている権利です。

生きる権利

住む場所や食べ物が
あり、医療^{いりょう}を受けられる
などして、命が守られる。

育つ権利

勉強したり遊んだりして、
もって生まれた能力を
十分に伸ばしながら
成長できる。

守られる権利

暴力や搾取^{さくしゅ}、有害な労働
などから守られ、紛争に
巻きこまれず、難民に
なったら保護される。

参加する権利

自由に意見を表し、意見を
聞いてもらえ、団体をつくるなど、さまざまな
社会的場面に参加することが
できる。



これらの権利は、世界中のすべての子どもが持っている権利です。
子どもも大人も、自分と他の人が持っている権利を理解し、
尊重し、守ることができる鳴門市を目指しています。

この条例では、以下の5つの分野について、それぞれの役割などを定めています。

- 市役所や市議会
- 子どもの保護者
- 市民や市内に通勤通学する人
- 子どもが育ち学ぶために通所、通学、入所する施設
(保育所、認定こども園、幼稚園、学校など)
- 市内で事業活動を行う個人や団体





「子育てをみんなで助けること」は

鳴門市に関わりがある大人が^{たが}お互いに協力して子どもと
子どもの家族を助けることです。

あなたを育てる時、一番大切な役割があるのはあなたの家族です。
でも、家族が^{つか}疲れていたり忙しかったりしたらあなたを十分大切に
できないかもしれません。

そんな時は、他の大人があなたを十分大切にします。
そして、あなたを大切にできるように、あなたの家族も助けます。



私たち(大人)は、

子どもの最善の利益を第一に考えます。
お互い^{たが}に協力し、子育て^{しえん}を支援します。

もしか
したら…

あなたやあなたの周りで、「子どもの権利」なのにはでき
ないことや、やらせてもらえないこと、やってもらえな
いことがあるかもしれません。

家や学校や色々なところで嫌なこと、困ることがあるかもしれません。

「子どもの権利」は子どものために大人が守るルールです。

しかし、大人には約束を守らない人や、守りたくても守れない状況^{じょうきょう}にある
人もいます。

でも…

あなたのことを大切にしてくれる大人やあなたができる
ことを^{おうえん}応援してくれる大人が必ずいます。

家族、先生、近所の人といった身近な人で、^{しんらい}信頼できる人に相談してみてください。
もし、^{しんらい}信頼できる人がいない場合や、身近な人に相談をしたく
ない場合は、電話やインターネットでの相談窓口もあります。

子どもを預かる施設や、市役所、病院、警察などで働いている大人に協
力を求めることもできます。

裏表紙の「電話番号・相談先」も利用してください。

色々な大人があなたの話を聞くことができます



- 家族
- 近所の人
- 親戚^{しんせき}
- 学校の先生
- 児童クラブの先生
- スクールカウンセラー
- 塾^{じゅく}や習い事の先生
- 警察官
- 市役所の人
- 病院の人

あなたのなやみや困り事を話してみませんか？

- いじめられていると思う
- ネットで嫌^{いや}なことを書かれる
- 体のことが気になる
- 学校に行きたいけど行けない
- 勉強や進学のこと心配
- 悩み^{なや}がある・すぐに落ち込んでしまう
- 家族のことで気になる
- 誰か^{だれ}に話を聞いてもらいたい
- 自分や自分の性格がいやになる
- 誰か^{だれ}に そばにいてもらいたい

電話で話をしたい時の電話番号

- うずっ子ダイヤル
0800-200-7830 (無料)
- よりそいホットライン
0120-279-338 (無料・24時間)
- こころとからだのサポートセンター
088-672-5200
- 子ども SOS ダイヤル
0120-0-78310 (無料・24時間)

他の相談先を探す (※は大人も使えます)



◀ 相談マップ (※) (鳴門市)

相談窓口を探す (こども家庭庁) ▶



◀ あなたはひとりじゃない
チャットボット (内閣府)

親子のための相談ライン (※) ▶
SNS (こども家庭庁)



◀ うずっ子条例のページ



◀ 鳴門市の子ども・子育て支援情報のページ